

令和4年度埼玉県退職校長会の主な行事予定

※新型コロナウイルス感染防止策を十分に図り実施

- 定期総会：令和4年6月3日(金) 共催事業(講演会) 開催 川口市 川口文化センター リリア
- 支部総会：5月 10支部 10会場
- 支部長会：5月、9月、令和5年2月(年3回)
- 第51回関東甲信越地区退職校長会連絡協議会：10月27日(木)・28日(金) 於 埼玉グランドホテル深谷
- 「彩の国教育の日」協賛、現・退校長教育推進協議会：令和4年10月～11月 (各支部10会場)
- 現・退校長会役員研究協議会：12月
- 第26回囲碁大会：10月7日(金)別所沼会館
- 理事会：令和4年10月、令和5年3月(年2回)
- 県知事・県教委等への要望書提出・9月他
- 会報発行(年3回)ニュースレター(年2回)
- 第17回ゴルフ大会：10月17日(月)吉見ゴルフ場

◎ 支部情報 (比企支部) の活動紹介 (令和3年度)

- 定期総会：令和3年5月 終了後新入会会員歓迎会並びに懇親会
新型コロナウイルス感染予防のため中止し、臨時理事会に変更。総会資料を配布。
- 理事会(正副会長、理事、幹事)年4回 ○ 幹事会(会長、幹事)年8回
- 行事① 日帰り研修旅行 令和3年10月 新型コロナウイルス感染予防のため中止
- ② 現職・退職校長教育推進協議会(主催：比企地区退職校長会・後援 東松山市教育委員会)11月
新型コロナウイルス感染予防のため会報による紙上発表に変更
- ③ 会報発行 令和4年1月 「比企地区退職校長会会報」第37号(年1回発行)
- ④ 新年会 令和4年1月 理事会終了後 新型コロナウイルス感染予防のため中止

令和4年度 教員採用選考試験結果 ()内は昨年度

	埼玉県				さいたま市			
	1次受験者	1次合格者	採用候補者	倍率	受験者	1次合格者	2次合格者	倍率
小学校教員	1,715(1,872)	1,505(1,440)	801(744)	2.1(2.5)	396(395)	300(290)	150(150)	2.6(2.6)
中学校教員	1,884(1,944)	964(829)	497(467)	3.8(4.2)	448(439)	323(303)	121(110)	3.7(4.0)
高等学校等教員	1,419(1,431)	757(444)	368(208)	3.9(6.9)				
特別支援学校教員	450(478)	367(307)	193(170)	2.3(2.8)	92(83)	80(66)	50(25)	1.8(3.3)
養護教員	300(314)	71(60)	53(30)	5.7(10.5)	58(47)	33(34)	7(6)	8.3(7.8)
栄養教員	92(68)	28(24)	12(10)	7.7(6.8)	36(39)	20(22)	6(6)	6.0(6.5)
合計	5,860(6,107)	3,692(3,104)	1,924(1,629)	3.0(3.7)	1,030(1,003)	756(715)	6(7)	3.1(3.4)

令和4年度登載埼玉県管理職選考試験結果 ※Bは旧前期 Aは旧後期 ()内は女性(内数)

受考者数	小中学校長		小中教頭		県立学校			
	4年度	前年度	4年度	前年度	4年度		前年度	
	529(81)	537(94)	289(43)	355(64)	50(9)		36(7)	
					B	A	B	A
AB別合格者					40(3)	10(6)	24(2)	12(5)
AB別倍率					36(3)	9(6)	20(2)	12(5)
最終合格者	182(33)	180(45)	238(37)	240(51)	45(9)		32(7)	
最終競争倍率	2.91	2.98	1.21	1.48	1.11		1.13	

令和4年度登載 さいたま市管理職選考試験結果

志願者数	4年度		前年度	
	前期	後期	前期	後期
	78(12)	10(5)	104(17)	9(2)
1次合格者	61(11)		72(10)	
最終合格者	41(6)	1(0)	51(9)	3(1)

令和3年度末 班別会員数 (令和4年1月末現在)

埼玉県退職校長会

支部	班名	会員数	合計	支部	班名	会員数	合計	支部	班名	会員数	合計	支部	班名	会員数	合計
さいたま市	浦和	139	404	入間	越生	27	701	秩父	秩父市	83	182	埼玉	春日部	73	537
	与野	40			毛呂山	28			秩父	34			越谷	93	
	大宮	178			坂戸	66			小鹿野	34			久喜	86	
	岩槻	47			鶴ヶ島	19			皆野	31			八潮	30	
北足立南部	川口	216	497	比企	入間	48	283	玉	本庄	42	148	葛	蓮田	36	329
	蕨・戸田	75			東松山	101			本庄児玉	33			三郷	48	
	草加	96			滑川	48			上里	24			白岡	27	
北足立北部	朝霞	110	232	企	嵐山	22	285	北埼玉	美里	15	285	行田	幸手	43	
	上尾	113			小川	56			神川	34			杉戸	29	
入間	川越	143	283	企	ときがわ	18	283	北埼玉	深谷	110	285	加須	松伏	12	
	狭山	68			鳩山	9			寄居	41			吉川	30	
	所沢	130			川島	16			行田	69			全会員数 3,598名		
	飯能	62			吉見	30			羽生	70			(10支部57班)		
間	日高	42			東秩父	13		加須	146						

国家公務員の定年延長に関する法律の成立について

令和3年通常国会で「国家公務員法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。国家公務員の定年60歳(原則)が段階的に引き上げられ、65歳(原則)となります。平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうためとしています。また、以下の背景も挙げられます。

- ・後期高齢者医療制度の一部が現役世代の健康保険組合等から支援金から賄われている。
- ・来年以降、団塊の世代が後期高齢者になり始め、上記の支援金の増加が見込まれる。

そこで、今回は「国家公務員法等の一部を改正する法律改正の概要」について掲載します。

国家公務員法等の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第61号、令和3年6月11日公布)

1. 定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

(ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66歳から70歳の間で人事院規則により定年を定める)

	現行	令和5年度～ 6年度	令和7年度～ 8年度	令和9年度～ 10年度	令和11年度～ 12年度	令和13年度～ 【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止

(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

2. 役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)の導入

- ① 組織活力を維持するため、管理監督職(指定職及び俸給の特別調整額適用官職等)の職員は、60歳(事務次官等は62歳)の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。
- ② 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

3. 60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日(特定日)以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。

(役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の7割水準)

(※) 検討条項として、政府は、①60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院において公布後速やかに行われる昇任・昇格の基準、昇給の基準、俸給表などについての検討の状況を踏まえ、定年引上げ完成の前(令和13年3月31日まで)に所要の措置を順次講ずること、②公布後速やかに評語の区分など人事評価について検討を行い、施行日までに所要の措置を講ずること、を規定

4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援

- ① 60歳以後定年前に退職した者の退職手当
60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- ② 定年前再任用短時間勤務制の導入
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用(任期は65歳まで)することができる制度を設ける。

5. その他

- ・検察官、防衛省の事務官等についても、同様に定年の引上げ等を行う。
- ・施行日：令和5年4月1日